







11月29日(日)は四日市市長選挙

四日市市長選挙カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
11/15	16	17	18	19 	20	21
				入場券郵送		
22 四日市市長選挙 告示日	23 勤労感謝の日	24	25	26	27	28
<div style="border: 2px solid pink; padding: 10px; display: inline-block;">  <p>◎期日前投票所 23日～28日まで (午前8時30分～午後8時) ※入場券が届く前であっても資格があれば期日前投票をすることができます。詳細は2ページおよび3ページ参照</p> </div>						
入場券郵送						
<div style="border: 2px solid pink; padding: 10px; display: inline-block;">  <p>選挙公報配布</p> </div>						

29
四日市市長選挙
投票日

各投票所 午前7時～午後8時



投票用紙に候補者名を自署して投票します
※入場券をなくしても、資格があれば投票できます。詳細は2ページおよび4ページ参照

投票
しよっか!

四日市市長選挙

あなたの一票で もっとすてきな街に!

発行：四日市市長選挙管理委員会事務局
☎354-8269 FAX359-0286
発行日：令和2年10月20日





11月29日(日)は四日市市長選挙の投票日です！ 投票時間は午前7時から午後8時まで

● 投票できる人は？

投票できる人は、四日市市の選挙人名簿登録者です。登録要件としては、日本国籍を有し、平成14年11月30日以前に生まれた人で、令和2年8月21日以前に転入の届け出をし、引き続き市内に住所がある人です。

引越しをした人は、住民票の届け出の日により、投票場所が異なります。下記の表をご覧ください。

異動の別	届出の日	投票場所
四日市市外から転入	令和2年8月21日以前	転入後の住所地の投票所
	令和2年8月22日以後	投票できません
四日市市外へ転出	期日前投票をする前、もしくは投票日までに届け出	
四日市市内で異動	令和2年11月10日以前	新しい住所地の投票所
	令和2年11月11日以降	前の住所地の投票所（注）

（注）前の住所地の選挙人名簿に登録されていることが必要です。

● 代理投票と点字投票について

● 代理投票

身体の障害などで、自分で投票用紙に記載することができない人は、投票所の係員が代筆する代理投票ができます。代理投票を希望する人は、投票所係員にお申し出ください。

※付き添いの人が代筆することはできません

● 点字投票

視覚に障害のある人は、点字で投票することができます。点字投票の投票用紙を用意しますので、投票所係員にお申し出ください。

● 投票所配置物品などについて

各投票所には、次のものを用意しています。希望する人は、投票所係員にお申し出ください。

- 点字器、車いす、老眼鏡、ルーペ、文鎮、候補者氏名等一覧
- 座って記載したり、車いすのまま記載したりできる記載台を備え付けています

● 投票所にお越しになるのが困難な人は？

利用できるサービス	対象者	備考
同行援護など	視覚障害1・2級の身体障害者手帳所持者など	通常の障害福祉サービスなどと同様、利用料金が発生する場合があります。詳しくは、障害福祉課（☎354-8527）へお問い合わせください。
訪問介護（外出介助）	介護保険の訪問介護（外出介助）を利用している人	ケアプランに位置づける必要があるため、担当のケアマネジャーにご相談ください。通常の介護サービス同様、利用料金が発生します。



投票所入場券で投票場所の確認を！

投票所入場券は、世帯ごとに郵送します。届いたら、全員分が入っているかをお確かめください。

また、入場券には投票所が書いてあります。自分の投票所を確認した上、投票日にはご自分の入場券を持って所定の投票所へお出掛けください。入場券に記載されている投票所以外では投票できませんのでご注意ください。

入場券表面見本

名前をお確かめの上、自分の入場券をお持ちください

四日市市長選挙
投票日 令和2年11月29日(日)
時間：午前7時から午後8時まで

〒999-9999
四日市市〇〇町〇番地〇
〇〇 〇〇 様

投票所入場券

投票所の地図 ルート検索用コード

〇〇町〇〇番地 〇〇集会所

投票所

投票区 〇〇〇〇〇 名簿番号 999-999

備考

この入場券は、必ずご本人が投票所へご持参ください。

投票所へのルート検索ができるコードを掲載していますので、ご活用ください

あなたが投票することができる投票所の名称・所在地・付近の略図です。他の投票所では投票できませんので、必ずご確認ください

※裏面は、期日前投票の際に使用するものですので、投票日当日に投票所に行く場合は、記入の必要はありません

期日前投票には、宣誓書の記入が必要です

期日前投票の際には、投票日当日に行けない理由を必ず宣誓書に記入していただきます。

宣誓書は、期日前投票所に備え付けてあり、その場でご記入いただくこともできますが、入場券の裏面にも印刷してあります。あらかじめ記入して期日前投票所へお持ちいただくと、手続きが早く済みます。

※新型コロナウイルス感染症への感染が懸念される現在の状況は、期日前投票を行うことができる事由となります。期日前投票宣誓書事由は、「6」に○をしてください（6天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であること）。

入場券裏面見本

※投票日当日、投票所に行く場合は、記入の必要はありません。

期日前投票宣誓書・請求書

私は、令和2年11月29日執行の四日市市長選挙の当日、右記の事由に該当する見込みですので、記載内容が真実に相違ないことを誓い、併せて投票用紙等の交付を請求します。

令和2年11月 日

現住所

生年月日 明・大・昭・平 年 月 日

氏名

次の該当する事由のいずれかに○を付してください。

1	仕事 学業 地域行事の役員 本人又は親族の冠婚葬祭 その他 ()	に従事
2	1以外の用事又は事故のため、 本市以外 本市内 ()	外出・旅行 ・滞在
3	疫病、負傷、出産、身体障害のため歩行困難 刑事施設等に収容	
4	交通至難の島等 ()	に居住・滞在
5	住所移転のため、本市以外に居住	
6	天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であること	

該当する事由に○を付けてください

期日前投票する日付をご記入ください

正確に記入してください



入場券をなくしても、資格があれば投票できます

投票日までに入場券が届かなかったり、なくしたりしたときでも、投票所で選挙人名簿に登録されていることが確認できれば投票することができます。

なお、運転免許証や保険証など本人であることを証明できるものがあれば、手続きが早く済みます。これらを持って、当日、所定の投票所へお出掛けください。

投票所一覧

投票区	投票所	投票区	投票所	投票区	投票所
四郷第一	四郷小学校	中央第三	旧納屋小学校(なやプラザ)	富田第三	富田中学校
四郷第二	四郷保育園	中央第四	浜田小学校	富洲原第一	富田一色公会堂
笹川東	笹川小学校	中央第五	中央小学校	富洲原第二	天力須賀公会堂
笹川西	旧笹川西小学校	常磐第一	常磐小学校	富洲原第三	松原公会堂
高花平	高花平中央集会所	常磐第二	常磐西小学校	大矢知第一	大矢知興譲小学校
日永第一	日永小学校	常磐第三	ときわ保育園	大矢知第二	大矢知保育園
日永第二	南中学校	常磐第四	西伊倉町集会所	八郷	八郷小学校
日永第三	大瀬古町公会所	桜	桜小学校	八郷西	八郷西小学校
塩浜第一	塩浜地区市民センター	桜台	桜台小学校	下野	下野中央保育園
塩浜第二	塩浜こども園	桜花台	桜花台コミュニティセンター	あさけが丘	あさけが丘中央集会所
磯津	磯津集会所	川島第一	川島地区市民センター	保々	旧保々ふれあい会館
河原田	河原田小学校	川島第二	三滝台公会所	県	県小学校
内部第一	内部地区市民センター	西橋北	橋北小学校	神前第一	寺方児童集会所 ※1
内部第二	内部中学校	東橋北	橋北中学校	神前第二	尾平町集落センター
小古曾	中堀町公会所	海蔵第一	海蔵小学校	三重第一	三重地区市民センター
小山田	小山田小学校	海蔵第二	海蔵保育園	三重第二	坂部が丘集会所
水沢	水沢小学校	羽津第一	羽津小学校	三重第三	三重西小学校
楠第一	楠地区市民センター	羽津第二	羽津北小学校	大谷台	大谷台小学校
楠第二	楠福祉会館	羽津第三	羽津中学校	小杉	小杉町公会所
中央第一	中部中学校	富田第一	富田小学校		
中央第二	中部西小学校	富田第二	東富田会館		

★各投票所は、施設の立地条件などから駐車場設備が十分ではないところがあります。マナーを守って、路上駐車などは控えましょう。ご理解とご協力をお願いします

※1 「神前保育園」から「寺方児童集会所」に変わります

開票所

1 開票の場所および日時

開票は、四日市市総合体育館で、11月29日(日)の午後9時30分から行います。

2 開票速報

開票速報は、午後10時30分ごろから開票所に随時掲示していく予定です。また市選挙管理委員会ホームページにも開票速報を掲載していく予定です。

※開票速報ページは、5分毎に自動更新するようになっていますが、パソコンの環境設定によっては自動更新が反映されない場合があります。その場合は、再度読み込み操作を行って、ページの情報を更新してください

3 開票の参観

四日市市の選挙人名簿に登録されている人であれば、どなたでも参観することができます。また、参観をする場合、以下のとおり感染症対策にご協力をお願いします。

- (1) 開票所に設置するアルコール消毒液による手指の消毒、マスクの着用、咳エチケットにご協力ください
- (2) 発熱や風邪の症状がある人は、参観をお控えください
- (3) 周りの人との距離を十分にとってください
- (4) 帰宅後に手洗い・うがいを行ってください
- (5) 参観席があまりにも過密となる場合は、入場制限をする場合もあります



投票日当日に投票に行けない人でも投票ができます

不在者投票制度

下記のような場合は、滞在先の選挙管理委員会や不在者投票のできる施設として指定された病院・老人ホームなどで投票ができます。

●仕事や学業などで四日市市以外の市区町村に長期滞在している人

選挙の期間中、四日市市以外の市区町村に長期滞在している人は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。四日市市選挙管理委員会へ投票用紙など必要な書類をご請求ください。なお、手続きなどは郵送で行うため、一定の日数を要します。余裕をもって請求してください。

●指定病院などに入院している人

三重県選挙管理委員会が指定した病院・老人ホームなどであれば、その施設内で投票ができます。病院長などにお申し出ください。

指定病院などに当たるかどうかは、当該施設または四日市市選挙管理委員会へお問い合わせください。

●身体に重い障害のある人

身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険の被保険者証をお持ちの人で、次の条件に該当する場合は、郵便などを利用して自宅で投票することができます。郵便投票をするためには、事前に郵便等投票証明書の交付を四日市市選挙管理委員会へ申請していただく必要がありますので、お早めに手続きをお願いします。

身体障害者手帳	障害名	障害の程度			戦傷病者手帳	障害名	障害の程度				介護保険の被保険者証	要介護状態区分
		1級	2級	3級			特別項症	第1項症	第2項症	第3項症		
	両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	△		両下肢、体幹の障害	○	○	○	△		要介護5
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	-	○		心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	○	○	○	○		
	免疫、肝臓の障害	○	○	○								

★郵便投票における代理記載制度

郵便投票をすることができる人のうち、下記に該当する場合は、あらかじめ四日市市選挙管理委員会に届け出た人（選挙権を有する人に限る）に投票の代理記載をしてもらうことができます。

代理記載には事前に手続きが必要ですので、四日市市選挙管理委員会へお問い合わせください。

障害の種類	手帳	身体障害者手帳（記載等級）	戦傷病者手帳（記載等級）
上肢・視覚		1級	特別項症～第2項症

◆ ホームページでも詳しい内容がご覧いただけます

四日市市選挙管理委員会のホームページに詳しい内容を掲載していますので、ご活用ください。また、ツイッター、フェイスブックで情報発信していますので、ぜひフォローしてください。

問い合わせ先：選挙管理委員会事務局 ☎354-8269 FAX359-0286

HP <https://yokkaichi-city-senkyo.com/>



投票所における新型コロナウイルス感染症対策および投票者数などについて

投票所（期日前投票所を含む）における「感染症対策」について

選挙管理委員会では、安心して投票していただけるよう、次のような投票所内での感染症対策を行います。投票所へお越しになる有権者の皆さんにおかれましても、ご自身の感染症対策にご理解とご協力をお願いします。

1 投票所内での感染症対策

- (1) 投票所にアルコール消毒液を設置します
- (2) 投票管理者・立会人、投票所事務従事者はマスクを着用します（事務従事者は手袋を着用）
- (3) 投票所受付に飛沫防止シートを設置します
- (4) 定期的に投票所備品（記載台、鉛筆など）を消毒します
- (5) 定期的に投票所内の換気を行います
- (6) 投票所内が混雑しないよう、入口で調整します

2 有権者の皆さんにお願いする感染症対策

- (1) 投票所に設置するアルコール消毒液による手指の消毒、マスクの着用、咳エチケットにご協力ください
- (2) 周りの人との距離を十分にとってください
- (3) ご自身でお持ちいただいた鉛筆（シャープペンシル）で投票用紙に記入することができます
- (4) 投票日当日の混雑緩和のため、期日前投票の利用をご検討ください
- (5) 帰宅後に手洗い・うがいを行ってください

※ 投票することができる人：2ページ「投票できる人は？」参照

※ 宣誓書の記入方法など：3ページ「期日前投票には、宣誓書の記入が必要です」参照

※ 期日前投票所の開設時間および場所：8ページ「期日前投票制度」参照

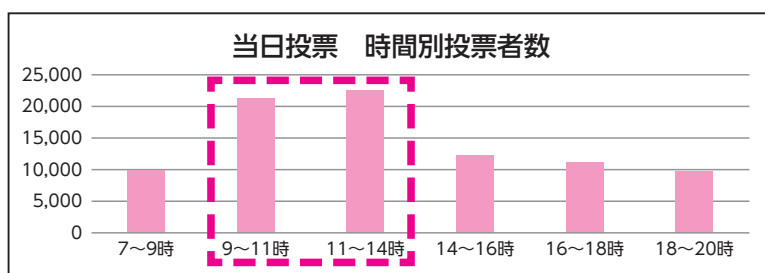
当日投票所および期日前投票所の投票者数などについて

当日投票所および期日前投票所の混雑緩和のため、下記に直近の選挙である「令和元年度参議院議員通常選挙」における各種の投票者数のグラフを掲載しますので、各グラフを参考に投票者数の少ない時間帯、日にちおよび施設での投票にご協力ください。

1 当日投票所の時間別投票者数

右のグラフは投票日当日の時間別の投票者数です。

午前中とお昼前後が比較的投票者数が多いです。



スマートフォンを使って投票所までのルートを検索しよう!!



現在地から最寄りの期日前投票所やご自身の当日投票所までのルートを検索することができます。右記のコードからアクセスしてください。

また下記のURLから四日市市選挙管理委員会のホームページにアクセスし、「当日投票所一覧」または「期日前投票所一覧」のページからルート検索をご利用いただけます。

HP <https://yokkaichi-city-senkyo.com/>

ルート検索



当日投票所

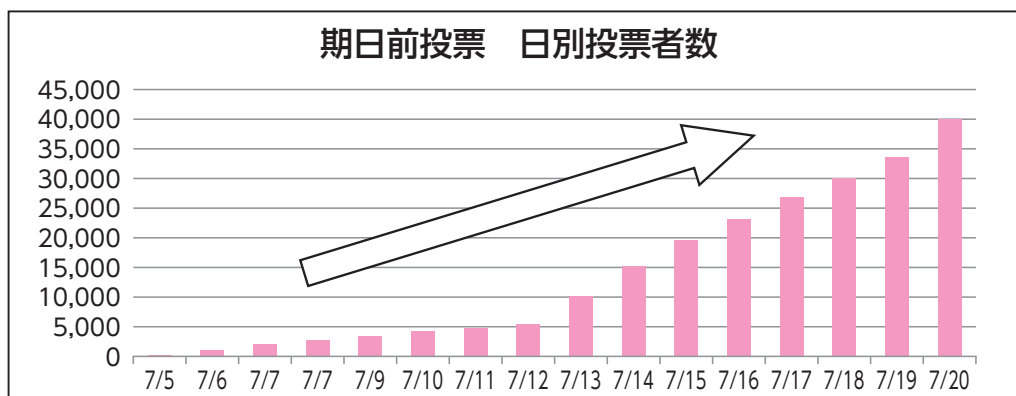


期日前投票所

2 期日前投票所の投票者数

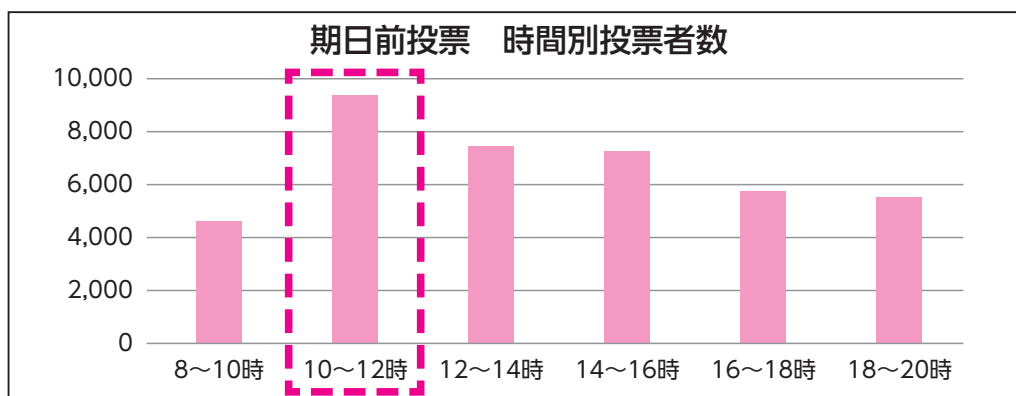
(1) 日別投票者数

下のグラフは期日前投票の日にち別の投票者数です。期日前投票期間の後半である選挙期日に近いほど投票者数は増加していきます。



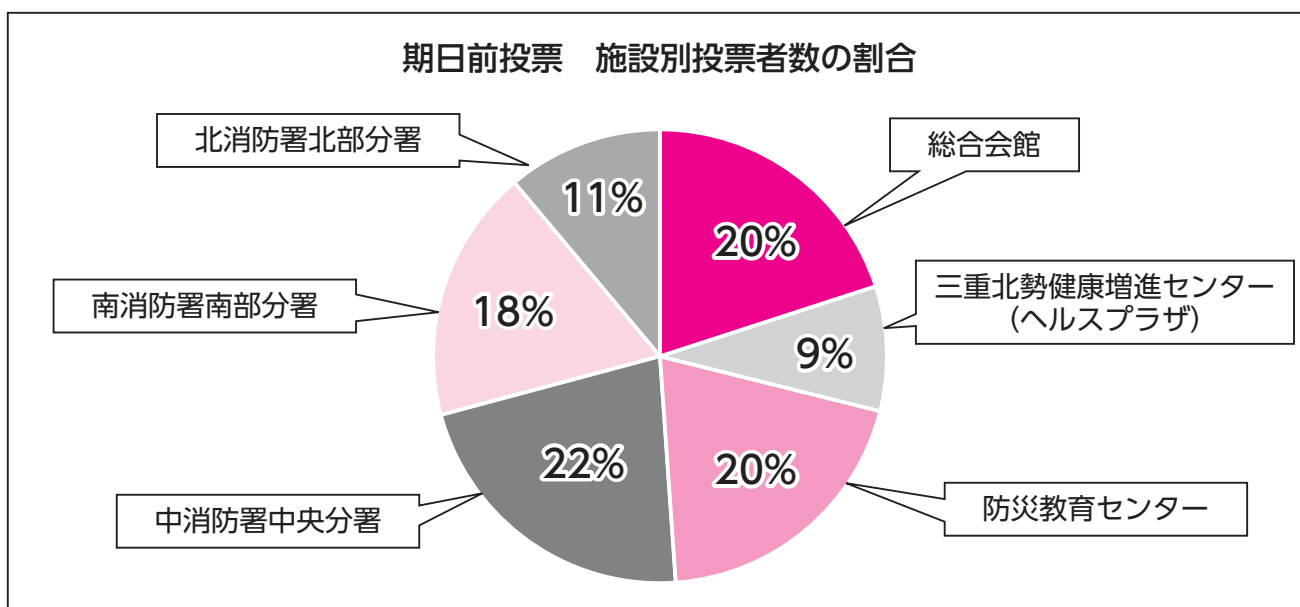
(2) 時間別投票者数

下のグラフは期日前投票の時間別の投票者数です。午前10時～12時が比較的投票者数が多いです。



(3) 施設別投票者数の割合

下のグラフは期日前投票の施設別の投票者数〔※全期日前投票所（6カ所）が開設された7月13日～20日〕の割合です。1番多かったのが中消防署中央分署、次に総合会館と防災センターが概ね同じ割合でした。





投票日当日に都合が悪い人は、期日前投票を！

期日前投票制度

投票日当日に、下記のような理由で投票所に行くことができない人は、期日前投票ができます。

1. 投票日当日に職務・業務などに従事する人
2. 投票日当日に冠婚葬祭の予定のある人
3. 妊娠などの理由で投票日に投票できない人
4. 投票日当日に出張・旅行の予定のある人

など

※期日前投票の際には、投票日当日に行けない理由を必ず宣誓書に記入していただきますが、新型コロナウイルス感染症への感染が懸念される現在の状況は、期日前投票を行うことができる事由となります。

※投票することができる人：2ページ「投票できる人は？」参照

※宣誓書の記入方法など：3ページ「期日前投票には、宣誓書の記入が必要です」参照

期日前投票所一覧

投票期間 11月23日(月・祝)～28日(土) **投票時間** 午前8時30分～午後8時

<p>総合会館 (市役所西隣) 諏訪町2-2</p> <p>※車をご利用の人は、「市営中央駐車場」または「くすの木パーキング」をご利用ください ※<u>駐車券を必ずお持ちの上、投票所へお越しください。</u> 無料手続きをさせていただきます</p>	<p>三重北勢健康増進センター (ヘルスプラザ) 塩浜町1-11</p>
<p>防災教育センター (北消防署敷地内) 富田二丁目4-15</p>	<p>中消防署中央分署 (国道477号バイパス沿い) 曾井町391-2</p>
<p>南消防署南部分署 (県道44号線沿い) 大字泊村4184-3</p>	<p>北消防署北部分署 (県道64号線沿い) 中村町2281-2</p>

お願い マナーを守って、路上駐車などはお控えください。